

■ 算定シート③(売上高減少額方式) 通常

【大企業・中小企業等】

申請店舗名称(店舗名又は屋号) :

○ 売上高減少額方式(1日当たりの支給額 最大20万円)

参照月: 令和2年10月又は令和元年10月

以下を記入して支給単価を計算してください。支給額は支給単価×対象期間(日数)となります。

※②・⑤は消費税及び地方消費税を除いた、申請店舗の飲食部門の売上高を入力してください。

算定参照年
① 年

令和2年、令和元年のいずれかを記載してください。
(罹災特例該当は平成30年又は平成29年可)

算定参照年の10月の売上高 ② 円 ÷ 10月の日数 ③ 日 = 算定参照年の10月の1日当たりの売上高 ④ 円

※原則31日 ※一円未満切り上げ

令和3年10月の売上高 ⑤ 円 ÷ 令和3年10月の日数 ⑥ 日 = 令和3年10月の1日当たりの売上高 ⑦ 円

※原則31日 ※一円未満切り上げ

(算定参照年の10月の1日当たりの売上高 ④ 円 - 令和3年10月の1日当たりの売上高 ⑦ 円) × 0.4 = 1日当たりの売上高減少額(切り上げ前) 円

千円未満を切り上げ 上限20万円

A 円

算定参照年の10月の1日当たりの売上高 ④ 円 × 0.3 = 円

B 円

千円未満を切り上げ 上限20万円

AとBで額の低い方が1日当たり支給単価となります。(最大20万円)

1日当たりの支給単価: 円

<必要書類>

- 算定参照年の10月の帳簿(対象店舗の飲食部門(テイクアウトの売上高除く)のみ) ※税抜き金額であることが分かるもの
- 令和3年10月の帳簿(対象店舗の飲食部門(テイクアウトの売上高除く)のみ) ※税抜き金額であることが分かるもの
- 算定参照年の10月を含む確定申告書類 ※第4~8期で提出済であれば省略可能です

記載の上、必ずご提出ください

※上記計算式で支給単価を算出できた場合、以下の記入は不要です。

但し、月単位の売上高を把握することが困難な場合においては、以下の方法で支給単価を算出します
なお、過去の期に平均方式を選択された方は、同年度内は原則として平均方式で申請いただくこととなります。
(申請ごとに方式を変更することはできません)

<参照月の特例(平均方式)>

事業年度(年) ※事業年度は令和2年10月又は令和元年10月(罹災特例に該当する場合は、平成30年10月又は平成29年10月可)を含んでいる必要があります。また、個人事業主は暦年になります。

事業年度(年)の1日当たりの売上高 ⇒ 事業年度(年)の売上高 ÷ 事業年度(年)の日数

円 ÷ 日 = 円

(消費税及び地方消費税を除く) ※原則365日又は366日 一円未満切り上げ

令和3年10月の1日当たりの売上高 ⇒ 令和3年10月の売上高 ÷ 令和3年10月の日数

円 ÷ 日 = 円

(消費税及び地方消費税を除く) ※原則31日 一円未満切り上げ

(事業年度(年)の1日当たりの売上高 - 令和3年10月の1日当たりの売上高) × 0.4 = 円 → A: 円

千円未満を切り上げ 上限20万円

事業年度の1日当たりの売上高 × 0.3 = 円 → B: 円

千円未満を切り上げ 上限20万円

AとBで額の低い方が1日当たり支給単価となります。(最大20万円)

1日当たりの支給単価: 円